松谷会長記者会見の概要

日 時: 令和4年3月11日(金) 15時00分~15時35分

場 所:東京証券取引所ビル地下1階 兜倶楽部

松谷会長:

質疑応答の前に、ロシアのウクライナ侵攻による投資信託への影響に関して、把握している範囲においてご説明する。

大塚会長政策秘書:

設定・解約の申込受付を停止しているロシア関連の投資信託商品があり、これを今般の影響をみる上でご参考になればと考えて、ご紹介する次第である。3月7日時点のものとなるが、同停止措置を行っている商品は20数本あり、その純資産額合計は概算ベースで200億円超となっている。同停止措置は、各運用会社が日々の市場動向や取引の状況をつぶさに確認するなどし、最善の対応を図った上でのやむを得ない措置だとご理解頂きたい。

松谷会長:

日々状況が変化しているが、目下の注目事項であると考えお伝えした。それでは質疑応答に移りたい。

記者:

1点目、公募投資信託の資金流入額について質問したい。4,462億円の資金流入額は、ここ最近の水準と比較すると少額であるように思うが、この水準はいつ以来の規模であるか伺いたい。そして足下これだけ資金流入の勢いが鈍化しているところでの、投資家のマインドついて考えを伺いたい。2点目、公募投資信託の純資産残高について、2か月連続の減少は久しぶりであると考えているが、いつ以来であるか。またその要因について考えを伺いたい。3点目は、ロシア関連商品について、設定・解約の申込受付を停止している商品が20数本という事であったが、厳密な本数は把握していないのか。また、マーケットの状況を勘案して設定・解約の受付を停止する対応は約款上問題ないと思うが、実際的には個人投資家にとって売買機会が失われる影響がある、この点について考えを伺いたい。

大塚会長政策秘書:

ロシア関連商品の本数は、速報ベースということでご理解いただきたい。

市倉広報部長:

2022 年 2 月の資金増減額は 4,462 億円であったが、これは 2020 年 10 月の 4,413 億円以来、1 年 4 か月ぶりの規模である。

松谷会長:

この市況の状況を勘案すると、資金流入が鈍化したという見方がある一方で、それでも 4,462 億円流入した、という見方もあるのではないか。ウクライナ情勢、原油高、為替状況 と、ネガティブな環境が 2 か月連続で続いている中での流入超は、投資を継続していこう、 という流れが変わってないことを示唆しているのではないか。

川本統計情報室長:

純資産総額の減少が連続で続いたのは、2020年1~3月(3か月連続)以来である。運用面の減少が、主な要因である。

松谷会長:

ロシア関連商品の件では、個人投資家の皆様にご不便をおかけすることとなり、遺憾に思う。ファンドの投資対象において、プライスがつかないことで組入資産の評価ができない、 決済ができない、という状況下での判断であり、ご理解をいただければ幸いである。

大塚会長政策秘書:

1点補足する。今回の設定・解約の申込受付停止措置は、あくまでも一時的なものであり、ファンドが今後も適切に継続運営されることを前提とした判断である。この状況下で制限なく設定・解約の受付をすると、ファンド自体の安定性、健全性が損なわれる虞がある。投資機会を制限するという点では大変心苦しいが、この環境下にあって各社が最善を尽くしている点をご理解いただきたい。

記者:

毎月決算型商品について伺いたい。過去、原資を分配金として払い戻す、タコ足分配と揶揄される姿勢が批判されて一時減少したものの、近年は増加傾向にある。この点についてどう考えているか。また予想分配金提示型商品が話題になっており、前述の批判された商品性とは異なる設計になっていると思うが、これについての考えを伺いたい。

川本統計情報室長:

毎月決算型ファンドの 2022 年 2 月時点の純資産総額は、19 兆 9,071 億円であり、1,331 億円の資金流入超であった。また、足下の分配金額は、運用減の状況を受けて減少傾向にある。

松谷会長:

毎月決算型商品は、予想分配金提示型商品を含め、資産活用層の投資家において一定のニーズがあると考えている。運用状況を考慮し、ファンドが健全に運営されるよう分配金額を上下させる商品性を、きちんとお客様へ説明しご理解いただいていると認識しており、問題はないと考えている。

記者:

一定のニーズとは具体的にどのようなことか。

松谷会長:

同商品をお求めになる投資家は、年金受給対象の高齢者の方々が中心になると考えられるが、年金受給と組み合わせての収入源としてご活用いただいているのではないだろうか。

記者:

設定・解約の申込受付停止対応に関連して伺いたい。過去も同様の対応を行ったことは あっただろうか。ある場合、今回の本数や純資産総額との比較について伺いたい。

市倉広報部長:

2015年に、中国の景気減速懸念に端を発した世界同時株安が起こった時に中国の深セン、 上海、香港市場へ投資する一部の商品で、設定・解約の受付を停止する措置がとられた。今 回との影響度合いの違いについては確認が取れ次第改めて連絡する。

松谷会長:

前回は短期間で終息していた。今回の特徴として、ロシアのウクライナ侵攻の終結の見通 しが立ちづらいことから、設定・解約の申込の受付をいつ再開できるか、が現時点において は不透明という点を認識する必要があろうか。

記者:

設定・解約の申込受付停止をしている商品は 20 数本と冒頭説明があったが、ロシア関連 商品全体では何本あるのか伺いたい。

市倉広報部長:

概算であるが、ルーブル建て資産に投資している公募投資信託は約 160 本ある。なおファンド・オブ・ファンズで、ドル建てであるものの中身はルーブル建て資産で運用をしている場合もあるため、実際にはこれより規模は大きいと考えられる。

記者:

今回の停止対応による、日本の個人投資家全体へのインパクトはそれほど大きくないの だろうか。

松谷会長:

実際に該当商品に投資をされている投資家の方々がいらっしゃるので、業界としては重大な事であると認識しており、できる限り速やかに状況を打開したいと考えていることは申し上げておきたい。リテラシーやリスク許容度が高い方々が該当商品を保有されているものと考えているが、その点をご理解いただきたい。

記者:

ロシア債のデフォルト(債務不履行)が懸念されているが、投資信託への影響について伺いたい。

松谷会長:

ロシア債のみの影響にとどまるのかどうか、関係の深い欧州、ひいては全世界へ波及する こととなれば影響が大きくなると推測される。

記者:

ルーブル建て資産に投資している公募投資信託全体における、純資産総額全体の数字は把握されているか。

川本統計情報室長:

概算であるが、2兆円弱である。

記者:

現時点におけるロシア関連商品の対応は、運用会社個社判断で行われているとのことであったが、先ほど同対応が長期化する虞があるとの説明を考慮すると、今後個社で判断に悩む場面も起こるとみている。本件について、協会としてガイドラインを作成するといった対応は検討していないのか。

松谷会長:

今のところは本件に関する新たなガイドライン等を整備することは予定しておらず、各 運用会社の判断に任せるものと考えている。

記者:

各社で判断することが妥当と考える背景、根拠について伺いたい。

大塚会長政策秘書:

「ロシア関連資産に投資する商品」といっても、その実情はファンド毎に千差万別である。 このため、一括りに対応方針を定めることはむしろ現実的ではなく、各社が状況を判断し、 ファンド毎に適切に対処し運営を続けていくことが、投資家利益のために最善と考えられる。

以上